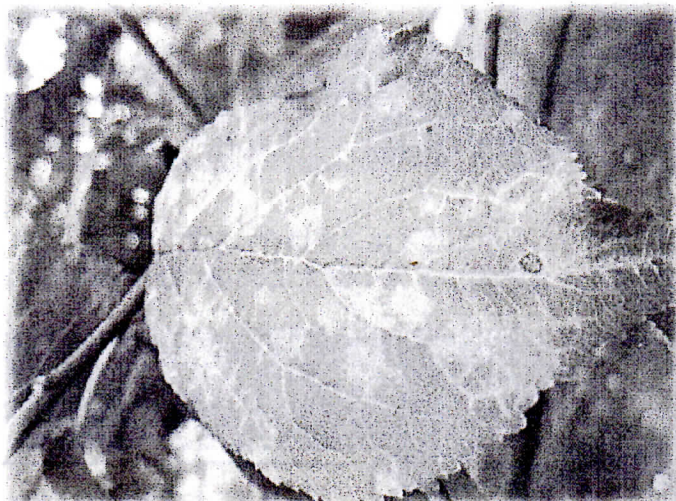


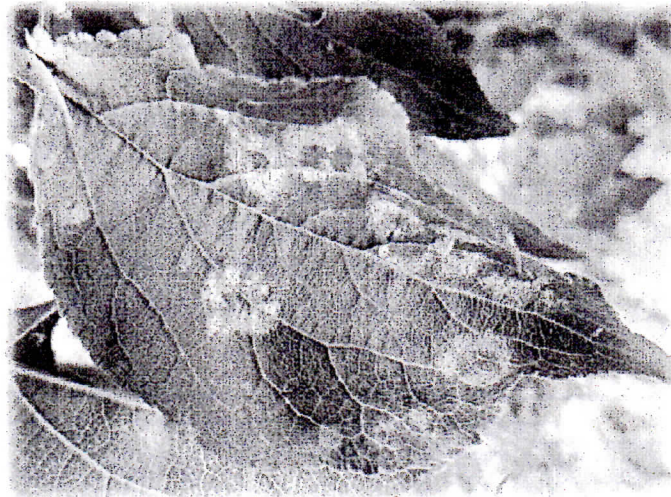
ウメ輪紋病の早期発見に 御協力ください。



- ・ウメ輪紋病とは、ウメ輪紋ウイルス(プラムポックスウイルス)の感染により引き起こされる病気です。
- ・主にサクラ属の果樹(ウメ、モモ、スモモ、セイヨウスモモ、ネクタリン、アンズ、ユスラウメなど)に感染します。
- ・人や動物には感染しません。また、感染した樹の果実を食べても健康に影響ありません。
- ・本ウイルスに感染すると、葉に薄い緑色のドーナツ状の模様(退緑輪紋)や不定形な模様(退緑斑紋)ができる症状が見られます。モモやスモモでは、果実の表面に斑紋が現れ、商品価値が失われたり、熟す前に果実が落ちてしまうという海外の報告があります。



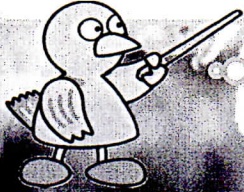
感染したウメの葉の症状



お問い合わせ先

- ・埼玉県病害虫防除所 熊谷市久保島1372 電話:048-525-0747
- ・埼玉県農林部農産物安全課 さいたま市浦和区高砂3-15-1 電話:048-830-4053

- 平成21年4月に東京都青梅市のウメで国内で初めて感染が確認されました。
- 埼玉県では、平成22年に飯能市のウメ1本に、平成24年に入間市のウメ1本、飯能市のウメ1本、新座市のウメ2本に感染が確認されました。
- また、茨城県、神奈川県、滋賀県、大阪府、奈良県、兵庫県でも感染が確認されました。
- 東京都青梅市、日の出町及びあきる野市の全域と、昭島市、八王子市、羽村市、福生市及び奥多摩町の一部地域、さらに兵庫県尼崎市、伊丹市、川西市及び宝塚市の一部地域は農林水産省令で防除区域に指定され、宿主植物の区域以外の移動が禁じられています。
- これらの感染植物は、果樹園だけでなく、苗木生産園地、公園、寺社や住宅の庭木などでも多く確認されています。



埼玉県マスコット「コバトン」

国内の発生
状況は？

- アブラムシが本ウイルスを媒介します。
- 感染した植物の苗木や穂木の移動により感染が拡大します。

感染経路
は？



まん延を防止するために！

- 農林水産省は県などと連携し、全国で発生状況調査及び感染植物の処分などの防除対策に取り組んでいますので御協力をお願いいたします。
- 本ウイルスを媒介するアブラムシの防除を徹底してください。
- 感染が疑われる植物を発見した場合は、必ず埼玉県病害虫防除所に連絡してください（症状が見られる葉を採取してウイルス検定を実施します）。
- 感染が確認された植物の治療法はありません。感染植物は感染源になるため、廃棄処分（伐採・抜根・焼却）を行うこととなりますので御理解・御協力をお願いいたします。
- なお、感染植物の廃棄処分に当たっては、適正な評価により補償されます（所有者自身が廃棄処分した場合は補償の対象外となります）。

ウメ輪紋ウイルスに感染しない・させないための3原則

- ① ウメ輪紋ウイルスが発生している地域等から苗木や穂木を持ち込まない！
- ② 本ウイルスを媒介するアブラムシの防除を徹底する！！
- ③ 本病に似た症状が見られた場合は、埼玉県病害虫防除所に連絡し感染の有無を確認する！！